

仕 様 書

除雪ドーザ（14 t級、車輪式、サイドスライドアングリングプラウ付）

令和 6 年度

蓬 田 村

- (3) タイヤ
形式 スノータイヤ又はスタッドレスタイヤ
- (4) かじ取装置
形式 車体屈折式
- (5) 運転室
構造 全鋼製密閉形
窓 (前・後) 冬用ワイパーブレード付

4. 除雪装置

- (1) 形式 油圧式サイドスライドアングリングプラウ形
両サイドシャッター、反転エッジ
- (2) 能力
切刃昇降範囲 (ストレート時、切刃下端) 地下 100mm ~ 地上 1,500mm
以上
アングリング角度 左右角 30 度 以上
上昇速度 (切刃下端、機関定格回転速度において) 400 mm/s 以上
- (3) プラウ
構造 鋼板円筒曲面構造
全幅 3,700 mm 以上
全高 1,200 mm 以上
そり 除雪装置の接地状態を調整できるそりを有すること
切刃 ストレート形平形刃先 (JIS D6101)
- (4) バケット
スノータイプを除く標準タイプのものとする。
※ (3)、(4) の交換装置はクイックカプラ式とする。

5. 計器類

- (1) 運行記録計 (45 km/h 速度計、機関回転計、7 日計) 1 式
- (2) 燃料計 1 式
- (3) アワーメータ 1 式
- (4) 機関油圧計又は機関油圧警告灯 1 式
- (5) 水温計 1 式
- (6) 充電警告灯 1 式

6. 照明装置類

- (1) 前方作業灯 2 灯以上
- (2) 後方作業灯 2 灯以上
- (3) 黄色灯火 (散光式) 全幅 1,100 mm 以上 1 式

7. 付属装置及び付属品

7-1 車両総質量に含むもの

(1) バックブザー (後方 1m において、音圧 80dB(A) 以上)	1 式
(2) カーヒータ (温水式、デフロスタ付) 又はカーエアコン	1 式
(3) ウインドウウォッシャー (電動式)	1 式
(4) 標識板 (「蓬田村除雪車」、300 × 570 mm 以上、車体後部取付)	1 式
(5) 注意標識板 (「除雪作業中接近注意」、車体後部取付)	1 式
(6) アンダーミラー (後)	1 式
(7) 床マット	1 式
(8) 360度ビューモニター	1 式
(9) ドライブレコーダー	1 式

※ドライブレコーダーは下記仕様を全て満たすこと

・動作温度	-10 °C 以上及び 55 °C 以下
・記録媒体	32 GB 以上対応
・映像ファイル形式	MP4 又は H.264
・録画画角	水平 100° 垂直 55° 対角 135° 以上
・録画画素	HD (1280 × 720) 以上
・フレームレート	25 fps 以上
・電源電圧	24 V 対応
・GPS	機能搭載 (位置情報、日時記録)
・ノイズ対策	対策あり
・LED信号機	点灯状態で記録されるよう対応
・HDR	機能搭載
・設置箇所	フロントガラス上部を基本とし前方を撮影できる箇所

(10) シガーソケット	1 式
(11) 非常用信号用具 (発煙筒、赤旗)	1 式
(12) 無線機 (STANDARD 社 VX-DX2901 相当)	1 式

7-2 車両総質量に含まないもの

(1) タイヤチェーン	1 式
(2) 標準付属工具	1 式
(3) 取扱説明書	1 式
(4) 部品表	1 式
(5) 履歴簿	1 式

8. 塗装

- (1) 国土交通省建設機械塗装基準による。
- (2) 「蓬田村マーク・蓬田村」及び「除雪ドーザ」を車両両側の適当な位置に

表示。

(3) 「建設機械整備費補助事業で購入する除雪機械の建設機械番号及び文字について」を車両両側の適当な位置に表示。

(4) その他詳細については、別途協議する。

9. 納入場所

蓬田村建設機械センター（蓬田村大字蓬田字汐越 79 番地）

10. 検査

完成検査は、寸法、外観、溶接、その他組立状況を検査し、さらに車両や作業装置類の動作等の確認を行い全般的な機能を検査する。

ただし、車両総質量については、本仕様書で定めたとおりであるかを、その内訳が判る資料により検査する。

検査に要する器具、人員等は受注者において準備するものとする。

11. 保証

納入後 1 箇年以内に設計製作上の欠陥によるものとみなされる故障が発生した場合には、受注者は無償修理を行わなければならない。ただし、製作会社等が別に定めた保証期間が 1 箇年以上にわたる場合には、それを適用する。

特に重大な故障が発生したときは、上記期間経過後であっても、発注者と受注者が協議のうえ、受注者に無償修理を行わせることがある。

12. その他の事項

12-1 納入機の指定

納入機は新品でなければならない。

12-2 灯火の取付方法の指定

黄色灯火の取付方法は、次のとおりとする。

イ) 黄色灯火の規格、取付位置については、「道路維持作業用自動車及び道路管理用緊急自動車の取扱について（昭和 55 年 6 月 5 日付け、建設省機発第 473 号（以降の改正分を含む）」に準じるものとする。

ロ) 黄色灯火は、運転室又は作業装置上部に堅固に取付け、黄色灯火の重量、振動に耐えるよう取付部分に必要な補強を行うものとする。

12-3 バッテリーカットスイッチを取り付けること。詳細については、発注者と協議のこと。

12-4 提出図書の言語の指定

取扱説明書など提出を義務づけられた図書に使用する言語は、日本語とする。

12-5 緩和申請等について

本履行にあたり、車両登録、基準緩和の申請及び道路維持作業車の申請・届出については受注者が行うものとする。また、これらにかかる費用は受注者の負担とする。

ただし、これにより難しい場合は、発注者の指示を受けるものとする。

12-6 自動車損害賠償責任保険の取扱いは、別途とする。